

議案第16号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴い、これらの法律に基づく事務に係る手数料の額を改めるほか、規定の整備をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の50の7の項中

「

1 申請に係る住宅を新築しようとする場合において、当該住宅が属する1の建築物の床面積の合計が	次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合においては、100平方メートル以内のものに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について、21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに8の2の項に掲げる事務手数料の額を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21
--	---

100平方メートル以内のもの

の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)に相当する額を加えた額)を、申請に係る住宅が属する1の建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

ア 申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類(以下「適合書類」という。)が提出された場合

7,200円

イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第1項の設計住宅性能評価書(同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。)が提出された場合

16,000円

ウ ア及びイ以外の場合

47,000円

100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

ア 申請に併せて適合書類が提出された場合
13,000円

	イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合 57,000円
	ウ ア及びイ以外の場合 109,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 23,000円
	イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合 92,000円
	ウ ア及びイ以外の場合 175,000円
1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 32,000円
	イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合 172,000円
	ウ ア及びイ以外の場合 345,000円
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 61,000円
	イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合 295,000円
	ウ ア及びイ以外の場合 617,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 104,000円
	イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出

	された場合
	455,000円
	ウ ア及びイ以外の場合
	1,062,000円
2 申請に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合において、当該住宅が属する1の建築物の床面積の合計が	次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅の場合においては、100平方メートル以内のものに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について、21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに8の2の項に掲げる事務手数料の額を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）を、申請に係る住宅が属する1の建築物における認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
100平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 10,000円 イ ア以外の場合 68,000円
100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 19,000円 イ ア以外の場合 160,000円

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 33,000円 イ ア以外の場合 255,000円
1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 47,000円 イ ア以外の場合 504,000円
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 88,000円 イ ア以外の場合 903,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 151,000円 イ ア以外の場合 1,552,000円

」を

「

1 申請に係る住宅を新築しようとする場合において、当該住宅が属する1の建築物の床面積の合計が	次に掲げる額（申請に係る住宅が一户建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合においては、100平方メートル以内のものに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について、21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに8の2の項に掲
--	---

100平方メートル以内のもの	<p>げる事務手数料の額を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)に相当する額を加えた額)</p> <p>ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下「確認書等」という。)が提出された場合</p> <p>7,100円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>52,000円</p>
100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合</p> <p>13,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>122,000円</p>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合</p> <p>22,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>196,000円</p>
1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合</p> <p>32,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>386,000円</p>
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合</p> <p>57,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>691,000円</p>

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 94,000円
	イ ア以外の場合 1,188,000円
2 申請に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合において、当該住宅が属する1の建築物の床面積の合計が	次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅の場合においては、100平方メートル以内のものに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について、21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに8の2の項に掲げる事務手数料の額を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）
100平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 10,000円
	イ ア以外の場合 78,000円
100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 19,000円
	イ ア以外の場合 183,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 33,000円
	イ ア以外の場合

	293,000円
1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 47,000円 イ ア以外の場合 579,000円
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 85,000円 イ ア以外の場合 1,037,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 140,000円 イ ア以外の場合 1,782,000円

」に

改め、同表50の8の項中

「

1 申請に係る住宅を新築する際に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものである場合において、当該住宅が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）が	次に掲げる額（申請に係る住宅が一户建ての住宅の場合においては、100平方メートル以内のものに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について、21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに8の2の項に掲げる事務手数料の額を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21の4の項又
--	--

	<p>は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)に相当する額を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>
100平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 7,200円</p> <p>イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合 16,000円</p> <p>ウ ア及びイ以外の場合 47,000円</p>
100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 13,000円</p> <p>イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合 57,000円</p> <p>ウ ア及びイ以外の場合 109,000円</p>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 23,000円</p> <p>イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合 92,000円</p> <p>ウ ア及びイ以外の場合 175,000円</p>
1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの	<p>ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 32,000円</p> <p>イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合</p>

	172,000円
	ウ ア及びイ以外の場合
	345,000円
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 61,000円
	イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合
	295,000円
	ウ ア及びイ以外の場合
	617,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 104,000円
	イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合
	455,000円
	ウ ア及びイ以外の場合
	1,062,000円
2 申請に係る住宅を増築し、又は改築する際に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものである場合において、当該住宅が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分）にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）が	次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅の場合においては、100平方メートル以内のものに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について、21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに8の2の項に掲げる事務手数料の額を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合において

	は、当該昇降機 1 基について、21の 4 の項又は21の 5 の項に掲げる事務手数料の額を加えた額) に相当する額を加えた額) を、変更認定申請戸数で除した額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
100平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 10,000円 イ ア以外の場合 68,000円
100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 19,000円 イ ア以外の場合 160,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 33,000円 イ ア以外の場合 255,000円
1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 47,000円 イ ア以外の場合 504,000円
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 88,000円 イ ア以外の場合 903,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて適合書類が提出された場合 151,000円 イ ア以外の場合 1,552,000円

<p>1 申請に係る住宅を新築する際に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものである場合において、当該住宅が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）が</p>	<p>次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅の場合においては、100平方メートル以内のものに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について、21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに8の2の項に掲げる事務手数料の額を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基については、21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>
<p>100平方メートル以内のもの</p>	<p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 7,100円 イ ア以外の場合 52,000円</p>
<p>100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 13,000円 イ ア以外の場合 122,000円</p>
<p>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 22,000円 イ ア以外の場合 196,000円</p>

1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 32,000円
	イ ア以外の場合 386,000円
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 57,000円
	イ ア以外の場合 691,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 94,000円
	イ ア以外の場合 1,188,000円
2 申請に係る住宅を増築し、又は改築する際に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものである場合において、当該住宅が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）が	次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅の場合においては、100平方メートル以内のものに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について、21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに8の2の項に掲げる事務手数料の額を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基については、21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）
100平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 10,000円

	イ ア以外の場合 78,000円
100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 19,000円
	イ ア以外の場合 183,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 33,000円
	イ ア以外の場合 293,000円
1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 47,000円
	イ ア以外の場合 579,000円
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 85,000円
	イ ア以外の場合 1,037,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 140,000円
	イ ア以外の場合 1,782,000円

」に

改め、同表50の9の項中「基づく譲受人を決定した場合」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を、「の譲受人を決定した場合」の次に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「2,100円」を「2,300円」に改め、同表50の10の項中「2,100円」を「2,300円」に改め、同表54の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」に改め、同表55の項中「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ若しく

は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の54の項及び55の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定の申請に対する改正後の別表第1の50の8の項の規定の適用については、同項中「）に相当する額を加えた額）」とあるのは、「）に相当する額を加えた額）を、変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」と読み替えるものとする。